| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| ㉚　就労移行支援体制加算の取扱いについて | ㉘　就労移行支援体制加算の取扱いについて |
| 報酬告示第 11 の 12 の３の就労移行支援体制加算については、２の(6)の⑱の規定を準用する。 | 報酬告示第 11 の 12 の 3 の就労移行支援体制加算については、2 の(6)の⑰の規定を準用する。 |
| ㉛　緊急時受入加算の取扱いについて | （新設） |
| 報酬告示第 11 の 12 の４の緊急時受入加算については、２の(6)の㉒の規定を準用する。ただし、報酬告示第 11 の５の短期滞在加算を算定する場合は、当該緊急時受入加算は算定できないこと。 | |
| ㉜　集中的支援加算の取扱いについて | （新設） |
| 報酬告示第 11 の 12 の５の集中的支援加算については、２の(5)の⑦の規定を準用する。 | |
| ㉝　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて | ㉙　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて |
| 報酬告示第 11 の 13、14 及び 15 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、２の(1)の⑳の規定を準用する。 | 報酬告示第 11 の 13、14 及び 15 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の㉑の規定を準用する。 |
| (3)　就労移行支援サービス費 | (3)　就労移行支援サービス費 |
| ①　就労移行支援サービス費について | ①　就労移行支援サービス費について |
| ㈠　就労移行支援サービス費の区分について | ㈠　就労移行支援サービス費の区分について |
| ア　就労移行支援サービス費（Ⅰ）については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合（1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定 | ア　就労移行支援サービス費（Ⅰ）については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合（1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| し、利用者が就職(施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。)した日の前日（通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援を受けた利用者については、当該就労移行支援の終了日）まで算定が可能であること。なお、利用者が就職した後の就労移行支援の取扱いについては、就労系留意事項通知を参照すること。 | し、利用者が就職(施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。)した日の前日まで算定が可能であること。なお、利用者が就職した後の就労移行支援の取扱いについては、就労系留意事項通知を参照すること。 |
| 通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについても、就労移行支援の利用が可能であり、就労移行支援を利用する場合の利用条件については、就労系留意事項通知を参照すること。 | ただし、通常の事業所に雇用されている障害者が休職した場合には、(ｱ)から(ｳ)の条件をいずれも満たす場合に限り算定することが可能であり、復職した場合には一般就労への移行者として差し支えない。<br>(ｱ) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合<br>(ｲ) 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合<br>(ｳ) 休職中の障害者にとって、就労移行支援を実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合 |
| また、就労移行支援サービス費(Ⅰ)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合(当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労(企業等との雇用契約 | また、就労移行支援サービス費(Ⅰ)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合(当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労(企業等との雇用契約 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員（利用定員が年度途中で変更になった場合は、当該年度の各月の利用定員の合計数を当該各月の数で除した数）の合計数で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定する。<br>　なお、「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。例えば、令和６年10月１日に就職した者は、令和７年３月31日に６月に達した者となる。また、就労移行支援を経て企業等に就労した後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中（就職した日から６月）において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。ただし、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者とすること。具体的には、労働時間の延長の場合は、就労移行支援の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を１日目として６月に達した者とする。（以下この(3)において同じ。） | に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員（利用定員が年度途中で変更になった場合は、当該年度の各月の利用定員の合計数を当該各月の数で除した数）の合計数で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定する。<br>　なお、「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。例えば、令和２年10月１日に就職した者は、令和３年３月31日に６月に達した者となる。また、就労移行支援を経て企業等に就労した後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中（就職した日から６月）において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う（以下イにおいて同じ。）。 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| イ　就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下「認定指定就労移行支援事業所」という。)が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは認定指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合(1 の⑷に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。また、就労移行支援サービス費(Ⅱ)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合(当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の最終学年の利用定員で除して得た割合をいう。)に応じ、基本報酬を算定する。 | イ　就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下「認定指定就労移行支援事業所」という。)が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは認定指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合(1 の⑷に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。また、就労移行支援サービス費(Ⅱ)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合(当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の最終学年の利用定員で除して得た割合をいう。)に応じ、基本報酬を算定する。 |
| ㈡　新規指定の就労移行支援事業所等の就労移行支援サービス費の区分について | ㈡　新規指定の就労移行支援事業所等の就労移行支援サービス費の区分について |
| ア　報酬告示第12の1の注4の2については、新規指定の就労移行支援事業所等において、2年度間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、2年度目において、初年度の就労定着者の割合(初年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向 | ア　報酬告示第12の1の注4の2については、新規指定の就労移行支援事業所等において、2年度間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、2年度目において、初年度の就労定着者の割合(初年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。)が100分の40以 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）の数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。）が 100 分の 40 以上となる場合は、初年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、3 年度目における就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に 100 分の 30 を乗じた数」と「2 年度目において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が 6 月に達した者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）」の合計数を初年度及び 2 年度目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。 | 上となる場合は、初年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、3 年度目における就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に 100 分の 30 を乗じた数」と「2 年度目において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が 6 月に達した者」の合計数を初年度及び 2 年度目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。 |
| さらに、年度途中に指定された事業所については、支援の提供を開始してから 2 年間(24 月)は、就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供開始から 2 年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から 1 年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が 6 月に達した者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行 | さらに、年度途中に指定された事業所については、支援の提供を開始してから 2 年間(24 月)は、就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供開始から 2 年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から 1 年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が 6 月に達した者の数を当該 1 年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、支援の提供を開始してから 2 年(24 月)経過した日 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）の数を当該１年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、支援の提供を開始してから２年(24 月)経過した日の属する月から当該年度の 3 月までの就労定着者の割合については、「1 年目(1 月から 12 月)の利用定員に 100 分の 30 を乗じた数」と「支援の提供開始から 2 年目(13 月から 24 月)において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）」の合計数を１年目の利用定員及び 2 年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。 | の属する月から当該年度の 3 月までの就労定着者の割合については、「1 年目(1 月から 12 月)の利用定員に 100 分の 30 を乗じた数」と「支援の提供開始から 2 年目(13 月から 24 月)において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者」の合計数を１年目の利用定員及び２年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。 |
| (計算例)令和２年４月１日に新規に指定を受けた就労移行支援事業所において初年度の就労定着者が０人、２年度目の就労定着者が 10 人、両年度とも利用定員が 20 人であった場合の３年度目(令和４年度)における就労定着者の割合<br>((20 人×30／100) ＋10 人) ／ (20 人＋20 人) ＝0.4<br>就労定着者の割合→100 分の 40 | (計算例)令和２年４月１日に新規に指定を受けた就労移行支援事業所において初年度の就労定着者が０人、２年度目の就労定着者が 10 人、両年度とも利用定員が 20 人であった場合の３年度目(令和４年度)における就労定着者の割合<br>((20 人×30／100) ＋10 人) ／ (20 人＋20 人) ＝0.4<br>就労定着者の割合→100 分の 40 |
| イ　報酬告示第 12 の１の注４の３については、新規指定の認定指定就労移行支援事業所において、3 年間(修業年限が 5 年である場合は５年間)は就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 | イ　報酬告示第 12 の１の注４の３については、新規指定の認定指定就労移行支援事業所において、3 年間(修業年限が 5 年である場合は５年間)は就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 分の 40 未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。<br>㈢　就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について<br>都道府県等が、事業者に就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書等の提出を求める際には、添付資料として雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなどの提出を求め、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者としても確認した上で、報酬区分を届出させることとする。なお、添付資料については、例示のほか、就職者の状況を事業者が企業に訪問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも差し支えないので、企業や本人、事業者にとって過度な業務負担とならないよう配慮をお願いする。<br>（削除） | 分の 40 未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。<br>㈢　就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について<br>都道府県等が、事業者に就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書等の提出を求める際には、添付資料として雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなどの提出を求め、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者としても確認した上で、報酬区分を届出させることとする。なお、添付資料については、例示のほか、就職者の状況を事業者が企業に訪問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも差し支えないので、企業や本人、事業者にとって過度な業務負担とならないよう配慮をお願いする。<br>㈣　令和 5 年度における就労移行支援サービス費の算定について<br>令和 5 年度における就労移行支援サービス費の算定に係る就労定着者の割合の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 3 年度及び令和 4 年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のとおりとする。<br>なお、ア（イ）又はイ（イ）を用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。<br>ア　就労移行支援サービス費（Ⅰ）<br>次のいずれか 2 か年度の実績で算出する。なお、令和 3 年度に新規に指定を受けた就労移行支援事業所等の実績の算出については、㈡のアを参照すること。<br>(ｱ) 令和 3 年度及び令和 4 年度 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| | (ｲ) 平成 30 年度及び令和元年度<br>イ　就労移行支援サービス費(Ⅱ)<br>次のいずれか 2 か年度の実績で算出する。<br>(ｱ)　令和 4 年度<br>(ｲ)　令和元年度 |
| ②　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の⑹の⑥の規定を準用する。 | ②　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の⑹の⑥の規定を準用する。 |
| ③　高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 3 の高次脳機能障害者支援体制加算については、2 の⑹の⑦の規定を準用する。 | （新設） |
| ④　初期加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 4 の初期加算については、2 の⑹の⑦の規定を準用する。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して就労移行支援を行う場合は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労移行支援事業所において引き続き支援を行うこととしているため、初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の内容等を記録しておくこと。 | ③　初期加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 4 の初期加算については、2 の⑹の⑦の規定を準用する。 |
| ⑤　訪問支援特別加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の⑹の⑨の規定を準用する。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者 | ④　訪問支援特別加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の⑹の⑧の規定を準用する。 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについては、連続した５日間就労移行支援の利用がなくても居宅訪問して相談援助を行う必要性が低い場合も考えられることを踏まえ、居宅訪問して相談援助を行うことの必要性を市町村が確認できるよう、相談援助に当たって当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。 | |
| ⑥　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。 | ⑤　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑲の規定を準用する。 |
| ⑦　食事提供体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑭の規定を準用する。 | ⑥　食事提供体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 7 の食事提供体制加算については、2 の(6)の⑬の規定を準用する。 |
| ⑧　精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、3 の(2)の㉖の規定を準用する。 | ⑦　精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、3 の(2)の㉒の規定を準用する。 |
| ⑨　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 9 の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 | ⑧　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 9 の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 |
| ㈠　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）<br>指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であること。 | ㈠　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）<br>指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であること。 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(㈡及び㈢において同じ。) | なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(㈡及び㈢において同じ。) |
| ㈡　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) | ㈡　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) |
| 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であること。 | 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であること。 |
| ㈢　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) | ㈢　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) |
| 2 の(5)の④の㈢の規定を準用する。 | 2 の(5)の④の㈢の規定を準用する。 |
| ㈣　多機能型事業所等における本加算の取扱いについて | ㈣　多機能型事業所等における本加算の取扱いについて |
| 2 の(5)の④の㈣の規定を準用する。 | 2 の(5)の④の㈣の規定を準用する。 |
| ⑩　欠席時対応加算の取扱いについて | ⑨　欠席時対応加算の取扱いについて |
| 報酬告示第 12 の 10 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑩の規定を準用する。 | 報酬告示第 12 の 10 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。 |
| ⑪　医療連携体制加算の取扱いについて | ⑩　医療連携体制加算の取扱いについて |
| 報酬告示第 12 の 11 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑯の㈠及び㈡の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑯の㈠中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑯の㈡中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2 の(7)の⑯の㈡のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。 | 報酬告示第 12 の 11 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑯の㈠及び㈡の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑯の㈠中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑯の㈡中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2 の(7)の⑯の㈡のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| ⑫　就労支援関係研修修了加算の取扱いについて | ⑪　就労支援関係研修修了加算の取扱いについて |
| ㈠　報酬告示第 12 の 12 の就労支援関係修了加算については、当該就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から 1 年間は算定できない。なお、新たに指定を受けてから 2 年目においては、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定することができる。 | ㈠　報酬告示第 12 の 12 の就労支援関係修了加算については、当該就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から 1 年間は算定できない。なお、新たに指定を受けてから 2 年目においては、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定することができる。 |
| ㈡　報酬告示第 12 の 12 の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として 1 年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての 1 年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての 1 年以上の実務経験を指すものとする。 | ㈡　報酬告示第 12 の 12 の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として 1 年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての 1 年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての 1 年以上の実務経験を指すものとする。 |
| (ｱ) 職業指導、作業指導等に関する業務 | (ｱ) 職業指導、作業指導等に関する業務 |
| (ｲ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務 | (ｲ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務 |
| (ｳ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務 | (ｳ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務 |
| また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成 21 年厚生労働省告示第 178 号。以下「研修告示」という。)において定めているところであり、具体的には次のとおりである。 | また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成 21 年厚生労働省告示第 178 号。以下「研修告示」という。)において定めているところであり、具体的には次のとおりである。 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| ア　研修告示の一のイに定める障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第 175 条第 1 項第 2 号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施している「就労支援員対応型就業支援基礎研修」(以下「基礎研修」という。)を指すものであること。 | ア　研修告示の一のイに定める障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第 175 条第 1 項第 2 号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施されている研修であること。 |
| イ　研修告示の一のロに定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「促進法施行規則」という。)第 20 条の 2 の 3 第 2 項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う訪問型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を指すこと(平成 26 年度以前に実施された第 1 号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第 1 号職場適応援助者養成研修を含む)。なお、次の(ｱ)から(ｳ)に掲げる研修についても、研修告示の一のロに定めるものとして取り扱っても差し支えない。 | イ　研修告示の一のロに定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「促進法施行規則」という。)第 20 条の 2 の 3 第 2 項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う訪問型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を指すこと(平成 26 年度以前に実施された第 1 号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第 1 号職場適応援助者養成研修を含む)。なお、次の(ｱ)から(ｳ)に掲げる研修についても、研修告示の一のロに定めるものとして取り扱っても差し支えない。 |
| (ｱ) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修 | (ｱ) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修 |
| (ｲ) 促進法施行規則第 20 条の 2 の 3 第 3 項各号に掲げる研修(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う企業在籍型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める企 | (ｲ) 障害者の雇用の促進に関する法律施行規則第 20 条の 2 の 3 第 3 項各号に掲げる研修(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う企業在籍型職場適応援助者養成研修及 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 業在籍型職場適応援助者養成研修) | び厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修) |
| (ｳ)　雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 118 条の 3 第 6 項第 1 号イ及びロ並びに同項第 2 号イ(1)及び(2)に掲げる研修 | (ｳ)　雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 118 条の 3 第 6 項第 1 号イ及びロ並びに同項第 2 号イ(1)及び(2)に掲げる研修 |
| ウ　研修告示の一のハに定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」(平成 22 年 5 月 10 日付障発 0510 第 5 号)を参照すること。 | ウ　研修告示の一のハに定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」(平成 22 年 5 月 10 日付障発 0510 第 5 号)を参照すること。 |
| ⑬　移行準備支援体制加算の取扱いについて | ⑫　移行準備支援体制加算の取扱いについて |
| 報酬告示第 12 の 13 のイの移行準備支援体制加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 | 報酬告示第 12 の 13 のイの移行準備支援体制加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 |
| ㈠　注の(1)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。 | ㈠　注の(1)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。 |
| ア　企業及び官公庁等における職場実習 | ア　企業及び官公庁等における職場実習 |
| イ　アに係る事前面接、期間中の状況確認 | イ　アに係る事前面接、期間中の状況確認 |
| ウ　実習先開拓のための職場訪問、職場見学 | ウ　実習先開拓のための職場訪問、職場見学 |
| エ　その他必要な支援 | エ　その他必要な支援 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| ㈡　注の⑵中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。<br>ア　ハローワークでの求職活動<br>イ　地域障害者職業センターによる職業評価等<br>ウ　障害者就業・生活支援センターへの登録等<br>エ　その他必要な支援 | ㈡　注の⑵中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。<br>ア　ハローワークでの求職活動<br>イ　地域障害者職業センターによる職業評価等<br>ウ　障害者就業・生活支援センターへの登録等<br>エ　その他必要な支援 |
| ㈢　㈠又は㈡については、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。 | ㈢　㈠又は㈡については、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。 |
| ⑭　送迎加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 14 の送迎加算については、2 の⑹の⑯の㈠から㈤までの規定を準用する。 | ⑬　送迎加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 14 の送迎加算については、2 の⑹の⑮の㈠から㈤までの規定を準用する。 |
| ⑮　障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の⑹の⑰の規定を準用する。 | ⑭　障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の⑹の⑯の規定を準用する。 |
| ⑯　通勤訓練加算の取扱いについて<br>㈠　報酬告示第 12 の 15 の 2 の通勤訓練加算については、当該就労移行支援事業所以外の事業所に従事する専門職員を外部から招いた際に、当該費用を支払う場合に加算するものであること。<br>㈡　注中「専門職員」とは、3 の⑴の①の㈢のアからウまでに掲げる研修等を受講した者とする。 | ⑮　通勤訓練加算の取扱いについて<br>㈠　報酬告示第 12 の 15 の 2 の通勤訓練加算については、当該就労移行支援事業所以外の事業所に従事する専門職員を外部から招いた際に、当該費用を支払う場合に加算するものであること。<br>㈡　注中「専門職員」とは、3 の⑴の①の㈢のアからオに掲げる研修等を受講した者とする。 |
| ⑰　在宅時生活支援サービス加算について<br>㈠　報酬告示第 12 の 15 の 3 の在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対 | ⑯　在宅時生活支援サービス加算について<br>㈠　報酬告示第 12 の 15 の 3 の在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。 | し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。 |
| ㈡　報酬告示第12の15の3の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。 | ㈡　報酬告示第12の15の3の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。 |
| ⑱　社会生活支援特別加算の取扱いについて<br>報酬告示第12の15の4の社会生活支援特別加算については、3の(1)の⑬の規定を準用する。 | ⑰　社会生活支援特別加算の取扱いについて<br>報酬告示第12の15の4の社会生活支援特別加算については、3の(1)の⑪の規定を準用する。 |
| ⑲　地域連携会議実施加算について | ⑱　支援計画会議実施加算について |
| ㈠　報酬告示第12の15の5の地域連携会議実施加算については、利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、次に掲げる地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月に1回、年に4回を限度に、所定単位数を加算する。 | ㈠　報酬告示第12の15の5の支援計画会議実施加算については、利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、次に掲げる地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月に1回、年に4回を限度に、所定単位数を加算する。 |
| ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その | ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 | 障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 |
| ア　ハローワーク | ア　ハローワーク |
| イ　障害者就業・生活支援センター | イ　障害者就業・生活支援センター |
| ウ　地域障害者職業センター | ウ　地域障害者職業センター |
| エ　他の就労移行支援事業所 | エ　他の就労移行支援事業所 |
| オ　特定相談支援事業所 | オ　特定相談支援事業所 |
| カ　利用者の通院先の医療機関 | カ　利用者の通院先の医療機関 |
| キ　当該利用者の支給決定を行っている市町村 | キ　当該利用者の支給決定を行っている市町村 |
| ク　障害者雇用を進める企業 | ク　障害者雇用を進める企業 |
| ケ　その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等 | ケ　その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等 |
| ㈡　ケース会議の開催のタイミングについては、サービス利用開始時や、3月に1回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時などが考えられる。 | ㈡　ケース会議の開催のタイミングについては、サービス利用開始時や、3月に1回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時などが考えられる。なお、就労移行支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。 |
| ㈢　就労移行支援計画に関するケース会議について、下記アを行った場合には地域連携会議実施加算（Ⅰ）と、イを行った場合に地域連携会議加算（Ⅱ）を算定すること。 | （新設） |
| ア　サービス管理責任者がケース会議に出席して就労移行支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った | |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| イ　サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員がケース会議に出席して就労移行支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った上で、サービス管理責任者に対しその結果を共有した場合 | |
| ⑳　緊急時受入加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 15 の 6 の緊急時受入加算については、2 の(6)の㉒の規定を準用する。 | （新設） |
| ㉑　集中的支援加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 15 の 7 集中的支援加算については、2 の(5)の⑦の規定を準用する。 | （新設） |
| ㉒　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 16、17 及び 18 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の⑳の規定を準用する。 | ⑲　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて<br>報酬告示第 12 の 16、17 及び 18 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の㉑の規定を準用する。 |
| (4)　就労継続支援Ａ型サービス費 | (4)　就労継続支援Ａ型サービス費 |
| ①　就労継続支援Ａ型サービス費について | ①　就労継続支援Ａ型サービス費について |
| ㈠　就労継続支援Ａ型サービス費の区分について<br>就労継続支援Ａ型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援Ａ型を提供した場合若しくは指定就労継続支援Ａ型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援Ａ型を提供した | ㈠　就労継続支援Ａ型サービス費の区分について<br>就労継続支援Ａ型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援Ａ型を提供した場合若しくは指定就労継続支援Ａ型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援Ａ型を提供した |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 場合(1 の⑷に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援Ａ型を提供した場合(特定旧法指定施設を利用していた者に限る。)に、当該指定就労継続支援Ａ型事業所における利用定員、人員配置及び評価点(厚生労働大臣が定める事項及び評価方法(令和 3 年厚生労働省告示第 88 号。以下「スコア告示」という。)の規定により算出されるスコアの合計をいう。以下同じ。)に応じ、算定する。<br>なお、指定就労継続支援Ａ型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援Ａ型サービス費の算定対象とならないものであること。<br>ア　就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)については、指定就労継続支援Ａ型であって、従業者の員数が利用者の数を 7.5 で除して得た数以上であること。<br>イ　就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅱ)については、就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)以外の指定就労継続支援Ａ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること。<br>㈡　新規指定の就労継続支援Ａ型事業所等の就労継続支援Ａ型サービス費の区分について<br>報酬告示第 13 の 1 の注 3 の 2 については、新規指定の就労継続支援Ａ型事業所において初年度は、評価点が 80 点以上 105 点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、初年度及び 2 年度目は、評価点が 80 点以上 105 点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定す | 場合(1 の⑷に掲げる支援を行う場合をいう。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援Ａ型を提供した場合(特定旧法指定施設を利用していた者に限る。)に、当該指定就労継続支援Ａ型事業所における利用定員、人員配置及び評価点(厚生労働大臣が定める事項及び評価方法(令和 3 年厚生労働省告示第 88 号。以下「スコア告示」という。)の規定により算出されるスコアの合計をいう。以下同じ。)に応じ、算定する。<br>なお、指定就労継続支援Ａ型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援Ａ型サービス費の算定対象とならないものであること。<br>ア　就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)については、指定就労継続支援Ａ型であって、従業者の員数が利用者の数を 7.5 で除して得た数以上であること。<br>イ　就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅱ)については、就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)以外の指定就労継続支援Ａ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること。<br>㈡　新規指定の就労継続支援Ａ型事業所等の就労継続支援Ａ型サービス費の区分について<br>報酬告示第 13 の 1 の注 3 の 2 については、新規指定の就労継続支援Ａ型事業所において初年度は、評価点が 80 点以上 105 点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、初年度及び 2 年度目は、評価点が 80 点以上 105 点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定す |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| る。 | る。 |
| ㈢　自己評価未公表減算について | ㈢　自己評価未公表減算について |
| ア　報酬告示第 13 の１の注４については、指定障害福祉サービス基準第 196 条の３に規定する基準を満たしていない場合、つまり、就労継続支援Ａ型サービス費を算定するに当たり算出する評価点の公表について、都道府県に届出がされていない場合に、所定単位数に 100 分の 85 を乗じて得た数を算定するものである。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員につき減算を行うものである。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数に 100 分の 85 を乗じて得た数を算定するものではないことに留意すること。 | ア　報酬告示第 13 の１の注４については、指定障害福祉サービス基準第 196 条の３に規定する基準を満たしていない場合、つまり、就労継続支援Ａ型サービス費を算定するに当たり算出する評価点の公表について、都道府県に届出がされていない場合に、所定単位数に 100 分の 85 を乗じて得た数を算定するものである。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員につき減算を行うものである。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数に 100 分の 85 を乗じて得た数を算定するものではないことに留意すること。 |
| イ　公表の方法等については、スコア留意事項通知を参照すること。 | イ　公表の方法等については、スコア留意事項通知を参照すること。 |
| ㈣　令和 6 年度における就労継続支援Ａ型サービス費の算定について | ㈣　令和 5 年度における就労継続支援Ａ型サービス費の算定について |
| 令和 6 年度における就労継続支援Ａ型サービス費の算定に係る評価点の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。 | 令和 5 年度における就労継続支援Ａ型サービス費の算定に係る評価点の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。 |
| ②　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて | ②　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて |
| 報酬告示第 13 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の⑹の⑥の規定を準用する。 | 報酬告示第 13 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の⑹の⑥の規定を準用する。 |
| ③　高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて | （新設） |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 報酬告示第 13 の２の２の高次脳機能障害者支援体制加算については、２の⑹の⑦の規定を準用する。 | |
| ④　就労移行支援体制加算の取扱いについて | ③　就労移行支援体制加算の取扱いについて |
| ㈠　報酬告示第 13 の 3 の就労移行支援体制加算については、就労継続支援Ａ型を経て企業等に就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行は除く。以下この④において同じ。）した後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援Ａ型サービス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。 | ㈠　報酬告示第 13 の 3 の就労移行支援体制加算については、就労継続支援Ａ型を経て企業等に就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行は除く。以下この③において同じ。）した後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援Ａ型サービス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。 |
| 通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援Ａ型等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を１日目として６月に達した者とする。なお、就労継続支援Ａ型を経て企業等に就労した後、就労継続支援Ａ型の職場定着支援の努力義務期間（就職した日から６月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を | なお、就労継続支援Ａ型を経て企業等に就労した後、就労継続支援Ａ型の職場定着支援の努力義務期間（就職した日から 6 月）中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が 6 月に達した者は就労定着者として取り扱う。 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後から６月）)中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が 6 月(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後から６月））に達した者は就労定着者として取り扱う。<br>　また、過去３年間において、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。 | |
| ㈡　注１中「6 月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が 6 月に達した者である。例えば、令和５年 10 月１日に就職した者は、令和６年 3 月 31 日に 6 月に達した者となる。<br>　また、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者であり、例えば、令和５年 10 月１日に就職した後、労働時間の延長のために令和５年 | ㈡　注１中「6 月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が 6 月に達した者である。例えば、令和２年 10 月１日に就職した者は、令和３年 3 月 31 日に 6 月に達した者となる。 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 12月31日まで当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合は、令和６年６月30日に６月に達した者となる。 | |
| ⑤　就労移行連携加算について | ④　就労移行連携加算について |
| ㈠　報酬告示第13の３の２の就労移行連携加算については、就労継続支援Ａ型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる就労継続支援Ａ型事業所において、当該支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援Ａ型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、当該就労継続支援Ａ型事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定する。ただし、通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援Ａ型を受けている利用者は算定対象外とする。<br>また、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。 | ㈠　報酬告示第13の３の２の就労移行連携加算については、就労継続支援Ａ型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる就労継続支援Ａ型事業所において、当該支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援Ａ型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、当該就労継続支援Ａ型事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定する。ただし、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。 |
| ㈡　本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続 | ㈡　本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 支援Ａ型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。 | 支援Ａ型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。 |
| ㈢　特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援Ａ型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。 | ㈢　特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援Ａ型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。 |
| ⑥　初期加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 4 の初期加算については、2 の⑹の⑧の規定を準用する。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して就労継続支援Ａ型を行う場合は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労継続支援Ａ型事業所において引き続き支援を行うこととしているため、初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の内容等を記録しておくこと。 | ⑤　初期加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 4 の初期加算については、2 の⑹の⑦の規定を準用する。 |
| ⑦　訪問支援特別加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の⑹の⑨の規定を準用する。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに | ⑥　訪問支援特別加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の⑹の⑧の規定を準用する。 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| ついては、連続した５日間、就労継続支援Ａ型の利用がなくても居宅訪問して相談援助を行う必要性が低い場合も考えられることを踏まえ、居宅訪問して相談援助を行うことの必要性を市町村が確認できるよう、相談援助に当たって当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。 | |
| ⑧　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の⑴の⑱の規定を準用する。 | ⑦　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の⑴の⑲の規定を準用する。 |
| ⑨　食事提供体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 7 の食事提供体制加算については、2 の⑹の⑭の規定を準用する。 | ⑧　食事提供体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 7 の食事提供体制加算については、2 の⑹の⑬の規定を準用する。 |
| ⑩　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の⑸の④の規定を準用する。 | ⑨　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の⑸の④の規定を準用する。 |
| ⑪　欠席時対応加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 9 の欠席時対応加算については、2 の⑹の⑩の規定を準用する。 | ⑩　欠席時対応加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 9 の欠席時対応加算については、2 の⑹の⑨の規定を準用する。 |
| ⑫　医療連携体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 10 の医療連携体制加算については、2 の⑺の⑯の㈠及び㈡の規定を準用する。この場合において、2 の⑺の⑯の㈠中「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅷ）」とあるのは、「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅵ）」と、2 の⑺の⑯の㈡中「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅴ）」とあるのは、「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）」と、2 の⑺の⑯の㈡のイ中「医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）」とあるのは、 | ⑪　医療連携体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 10 の医療連携体制加算については、2 の⑺の⑯の㈠及び㈡の規定を準用する。この場合において、2 の⑺の⑯の㈠中「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅷ）」とあるのは、「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅵ）」と、2 の⑺の⑯の㈡中「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅴ）」とあるのは、「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）」と、2 の⑺の⑯の㈡のイ中「医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）」とあるのは、 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。 | 「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。 |
| ⑬　重度者支援体制加算の取扱いについて | ⑫　重度者支援体制加算の取扱いについて |
| ㈠　報酬告示第 13 の 11 のイの重度者支援体制加算(Ⅰ)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数(障害基礎年金の受給資格のない 20 歳未満の者は利用者の数から除く。以下㈡において同じ。)の 100 分の 50 以上である指定就労継続支援Ａ型事業所である場合、算定する。 | ㈠　報酬告示第 13 の 11 のイの重度者支援体制加算(Ⅰ)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数(障害基礎年金の受給資格のない 20 歳未満の者は利用者の数から除く。以下㈡において同じ。)の 100 分の 50 以上である指定就労継続支援Ａ型事業所である場合、算定する。 |
| ㈡　同ロの重度者支援体制加算(Ⅱ)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数の 100 分の 25 以上 100 分の 50 未満である指定就労継続支援Ａ型事業所である場合、算定する。 | ㈡　同ロの重度者支援体制加算(Ⅱ)については、障害基礎年金 1 級受給者が利用者の数の 100 分の 25 以上 100 分の 50 未満である指定就労継続支援Ａ型事業所である場合、算定する。 |
| ㈢　利用実績の算定については、次によるものとすること。 | ㈢　利用実績の算定については、次によるものとすること。 |
| ア　前年度における利用者のうち障害基礎年金 1 級受給者の延べ人数を算出 | ア　前年度における利用者のうち障害基礎年金 1 級受給者の延べ人数を算出 |
| イ　前年度における利用者の延べ人数を算出 | イ　前年度における利用者の延べ人数を算出 |
| ウ　ア÷イにより利用者延べ人数のうち障害基礎年金 1 級受給者延べ人数割合を算出 | ウ　ア÷イにより利用者延べ人数のうち障害基礎年金 1 級受給者延べ人数割合を算出 |
| ⑭　賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて | ⑬　賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて |
| ㈠　報酬告示第 13 の 12 の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で 1 以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1 日につき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算する。 | ㈠　報酬告示第 13 の 12 の 2 の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で 1 以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1 日につき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算する。 |
| ㈡　注中「賃金向上計画」は、就労系留意事項通知で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善 | ㈡　注中「賃金向上計画」は、就労系留意事項通知で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 計画書を提出する必要のない事業所においては、就労系留意事項通知で示す別紙様式 2-1 の経営改善計画書の 1 に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を 2 から 6 に記載することで、賃金向上計画とすることができる。 | 計画書を提出する必要のない事業所においては、就労系留意事項通知で示す別紙様式 2-1 の経営改善計画書の 1 に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を 2 から 6 に記載することで、賃金向上計画とすることができる。 |
| ㈢　注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。 | ㈢　注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。 |
| ⑮　送迎加算の取扱いについて | ⑭　送迎加算の取扱いについて |
| 報酬告示第 13 の 13 の送迎加算については、2 の(6)の⑯の㈠から㈤までの規定を準用する。 | 報酬告示第 13 の 13 の送迎加算については、2 の(6)の⑮の㈠から㈤までの規定を準用する。 |
| なお、就労継続支援Ａ型における送迎については、就労継続支援Ａ型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。 | なお、就労継続支援Ａ型における送迎については、就労継続支援Ａ型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。 |
| ⑯　障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて | ⑮　障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて |
| 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算に | 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算に |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| ついては、2 の(6)の⑰の規定を準用する。 | ついては、2 の(6)の⑯の規定を準用する。 |
| ⑰　在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 14 の 2 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の(3)の⑰の規定を準用する。 | ⑯　在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 14 の 2 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の(3)の⑯の規定を準用する。 |
| ⑱　社会生活支援特別加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 14 の 3 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の⑬の規定を準用する。 | ⑰　社会生活支援特別加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 14 の 3 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の⑪の規定を準用する。 |
| ⑲　緊急時受入加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 14 の 4 の緊急時受入加算については、2 の(6)の㉒の規定を準用する。 | （新設） |
| ⑳　集中的支援加算<br>報酬告示第 13 の 14 の 5 集中的支援加算については、2 の(5)の⑦の規定を準用する。 | （新設） |
| ㉑　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 15、16 及び 17 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の⑳の規定を準用する。 | ⑱　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 15、16 及び 17 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の㉑の規定を準用する。 |
| (5)　就労継続支援Ｂ型サービス費 | (5)　就労継続支援Ｂ型サービス費 |
| ①　就労継続支援Ｂ型の対象者について<br>就労継続支援Ｂ型については、次の㈠から㈢までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。 | ①　就労継続支援Ｂ型の対象者について<br>就労継続支援Ｂ型については、次の㈠から㈢までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。 |
| ㈠　就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用 | ㈠　就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| されることが困難となった者 | されることが困難となった者 |
| ㈡　50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 | ㈡　50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 |
| ㈢　㈠及び㈡のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 | ㈢　㈠及び㈡のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 |
| ㈣　通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの | （新設） |
| ②　就労継続支援Ｂ型サービス費について | ②　就労継続支援Ｂ型サービス費について |
| ㈠　就労継続支援Ｂ型サービス費の区分について | ㈠　就労継続支援Ｂ型サービス費の区分について |
| ア　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）については、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合若しくは指定就労継続支援Ｂ型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援Ｂ型を提供した場合（1 の⑷に掲げる支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。 | ア　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）については、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合若しくは指定就労継続支援Ｂ型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援Ｂ型を提供した場合（1 の⑷に掲げる支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。 |
| （ｱ）　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）については、工賃向上計画（「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（平成 24 年 4 月 11 日付障発 0411 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「工賃向上計画基本指針」 | （ｱ）　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）については、工賃向上計画（「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（平成 24 年 4 月 11 日付障発 0411 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「工賃向上計画基本指針」とい |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| という。）における工賃向上計画をいう。以下同じ）を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を６で除して得た数以上であること。 | う。）における工賃向上計画をいう。以下同じ）を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 7.5 で除して得た数以上であること。 |
| (ｲ)　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 7.5 で除して得た数以上であること(就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)を算定している場合を除く)。 | (ｲ) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること(就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)を算定している場合を除く)。 |
| (ｳ) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること(就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定している場合を除く)。 | (新設) |
| イ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅴ)及び就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)については、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援Ｂ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する(就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)を算定している場合を除く)。 | イ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)及び就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)については、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援Ｂ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する(就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)を算定している場合を除く)。 |
| (ｱ) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を６で | (ｱ) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 7.5 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 除して得た数以上であること。 | で除して得た数以上であること。 |
| (ｲ) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅴ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 7.5 で除して得た数以上であること。(就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定している場合を除く) | (ｲ) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること(就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)を算定している場合を除く)。 |
| (ｳ) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を 10 で除して得た数以上であること(就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)又は（Ⅴ）を算定している場合を除く)。 | (新設) |
| ウ　基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する授産施設(以下「社会事業授産施設等」という。)利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援Ｂ型を提供した場合に算定する。 | ウ　基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設(以下「社会事業授産施設等」という。)利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援Ｂ型を提供した場合に算定する。 |
| エ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)及び就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)における前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に受けるものを除くこと。 | エ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)における前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。 |
| (ｱ) 前年度における工賃支払総額を算出する。 | (ｱ) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。<br>ただし、以下の場合は、工賃支払対象者の総数から除外す |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| | ることとするが、工賃支払対象者から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。<br>・　月の途中において、利用開始又は終了した者については、当該月の工賃支払対象者から除外<br>・　月の途中において、入院又は退院した者については、当該月の工賃支払対象者から除外<br>・　月の途中において、全治１か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続１週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、利用できなくなった月から利用可能となった月まで工賃支払対象者から除外<br>・　複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、工賃支払対象者の総数から除外<br>・　人工透析など、通年かつ毎週１回以上引き続き通院する必要がある者については、工賃支払対象者の総数から除外<br>（例：50 人定員で、工賃支払い対象者が、4 月 45 人、5 月 50 人、6 月 48 人、7 月 50 人、8 月 50 人、9 月 50 人、10 月 49 人、11 月 50 人、12 月 45 人、1 月 47 人、2 月 50 人、3 月 50 人の場合は、となる。） |
| (ｲ) 前年度における開所日１日当たりの平均利用者数を算出<br>（算定式）前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数 | (ｲ) 前年度に支払った工賃総額を算出する。<br>ただし、以下の利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外することとするが、工賃総額から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| | ・　月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃<br>・　月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃<br>・　月の途中において、入院又は退院した者の当該月に支払った工賃<br>・　月の途中において、全治１か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続１週間以上の長期に渡って利用できなくなった者に関しては、利用できなくなった月に支払った工賃と利用可能となった月に支払った工賃<br>・　複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者に支払った工賃<br>・　人工透析など、通年かつ毎週１回以上引き続き通院する必要がある者に支払った工賃 |
| (ｳ)　前年度における工賃支払総額（ｱ）÷前年度における開所日１日当たりの平均利用者数（ｲ）÷12 月により、１人当たり平均工賃月額を算出 | (ｳ)　(ｲ)÷(ｱ)により１人あたり平均工賃月額(円未満四捨五入)を算出する。 |
| ただし、報酬告示第 14 の 12 のイの重度者支援体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、上記により算出した平均工賃月額に 2,000 円を加えた額を、就労継続支援Ｂ型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。 | ただし、報酬告示第 14 の 12 のイの重度者支援体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、(ｲ)÷(ｱ)により算出した平均工賃月額に 2,000 円を加えた額を、就労継続支援Ｂ型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。 |
| なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援Ｂ型事業所のうち、8 割の就労継続支援Ｂ型事業所において工賃 | なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援Ｂ型事業所のうち、8 割の就労継続支援Ｂ型事業所において |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができることとするが、従前の算定方法ではなく、上記方法によって算定した額とすること。<br>また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。<br>・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用地域に、就労継続支援Ｂ型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合<br>・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合 | 工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。<br>また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。<br>・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援Ｂ型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合<br>・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合 |
| ㈡　就労継続支援Ｂ型サービス費の区分の届出について<br>就労継続支援Ｂ型サービス費の区分に係る届出については、原則毎年度の４月に行うこと。年度途中に新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。また、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。以下同じ。）に提出すること。なお、就労 | ㈡　就労継続支援Ｂ型サービス費の区分の届出について<br>就労継続支援Ｂ型サービス費の区分に係る届出については、原則毎年度の４月に行うこと。年度途中に新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。また、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。以下同じ。）に提出すること。なお、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）（若し |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）若しくは就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ）若しくは就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅵ）のいずれかの区分を届け出た後は、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）若しくは就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ）若しくは就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅵ）との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していないこと（人員配置の変更に伴う区分の変更（例えば就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）から就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）への変更等は除く。） | くは就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ））又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）（若しくは就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ））のいずれかの区分を届け出た後は、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）（若しくは就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ））又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）（若しくは就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ））との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していないこと（人員配置の変更に伴う区分の変更（就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）から就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）から就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）から就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ））は除く）。 |
| ㈢　新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所等の就労継続支援Ｂ型サービス費の算定について<br>報酬告示第 14 の 1 の注 9 については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）の算定に当たって、新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所等において初年度の 1 年間は、平均工賃月額が 1 万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中に指定された事業所については、初年度及び 2 年度目の 1 年間は、平均工賃月額が 1 万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから 6 月経過した月から当該年度の 3 月までの間は、支援の提供を開始してからの 6 月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができ | ㈢　新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所等の就労継続支援Ｂ型サービス費の算定について<br>報酬告示第 14 の 1 の注 6 の 2 については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）の算定に当たって、新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所等において初年度の 1 年間は、平均工賃月額が 1 万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中に指定された事業所については、初年度及び 2 年度目の 1 年間は、平均工賃月額が 1 万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから 6 月経過した月から当該年度の 3 月までの間は、支援の提供を開始してからの 6 月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| る。 | |
| ㈣　利用時間が４時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の 100 分の 50 以上に該当する場合の所定単位数の算定について<br>利用時間が４時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の 100 分の 50 以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。<br>ア　ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。<br>イ　送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が４時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が４時間未満であっても、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者又はやむを得ない理由がある利用者を除く。<br>ウ　算定される単位数は、所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。 | ㈣　令和 5 年度における就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）の算定について<br>令和 5 年度における就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）の算定に係る平均工賃月額の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和４年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。<br>なお、イ又はウを用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。<br>ア　令和４年度<br>イ　令和元年度<br>ウ　平成 30 年度 |
| ③　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、２の⑹の⑥の規定を準用する。 | ③　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、２の⑹の⑥の規定を準用する。 |
| ④　高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の２の２の高次脳機能障害者支援体制加算については、２の⑹の⑦の規定を準用する。 | （新設） |
| ⑤　就労移行支援体制加算の取扱いについて | ④　就労移行支援体制加算の取扱いについて |
| ㈠　報酬告示第 14 の３のイの就労移行支援体制加算（Ⅰ）及びロの | ㈠　報酬告示第 13 の３のイの就労移行支援体制加算（Ⅰ）及びロの |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 就労移行支援体制加算（Ⅱ）については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）を算定している就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この⑤において同じ。）した後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。<br>　通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援Ｂ型等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を１日目として６月に達した者とする。<br>　また、過去３年間において、当該指定就労継続支援Ｂ型等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。 | 就労移行支援体制加算（Ⅱ）については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）を算定している就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この④において同じ。）した後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| ㈡　報酬告示第 14 の 3 のハの就労移行支援体制加算(Ⅲ)及びニの就労移行支援体制加算(Ⅳ)については、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅴ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)を算定している就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。<br>　通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援Ｂ型等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を１日目として６月に達した者とする。<br>　また、過去３年間において、当該指定就労継続支援Ｂ型等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。 | ㈡　報酬告示第 13 の 3 のハの就労移行支援体制加算(Ⅲ)及びニの就労移行支援体制加算(Ⅳ)については、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定している就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。 |
| ㈢　上記㈠又は㈡のいずれの場合においても、就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労した後、就労継続支援Ｂ型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から６月（労働時間の延長又は休職から | ㈢　上記㈠又は㈡のいずれの場合においても、就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労した後、就労継続支援Ｂ型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から６月)中において労働条件改善のため |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| の復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後から６月）)中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労継続支援Ｂ型事業所において就労継続支援Ｂ型を受けた場合は、当該就労継続支援Ｂ型を受けた後から６月）に達した者は就労定着者として取り扱う。 | の転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。 |
| ㈣　注１中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。例えば、令和５年10月１日に就職した者は、令和６年3月31日に６月に達した者となる。<br>また、当該就労後に労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者であり、例えば、令和５年10月１日に就職した後、労働時間の延長のために令和５年12月31日まで当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合は、令和６年６月30日に６月に達した者となる。 | ㈣　注１中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。例えば、令和２年10月１日に就職した者は、令和３年3月31日に６月に達した者となる。 |
| ⑥　就労移行連携加算について | ⑤　就労移行連携加算について |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 報酬告示第 14 の 3 の 2 の就労移行連携加算については、3 の(4)の⑤の規定を準用する。通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援Ａ型を受けている利用者は算定対象外とする。<br>また、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去 3 年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。 | 報酬告示第 14 の 3 の 2 の就労移行連携加算については、3 の(4)の④の規定を準用する。 |
| ⑦　初期加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 4 の初期加算については、2 の(6)の⑧の規定を準用する。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して就労継続支援Ｂ型を行う場合は、原則通常の事業所に雇用される前から利用していた就労継続支援Ｂ型事業所において引き続き支援を行うこととしているため、初期加算の対象とすることは想定していないが、初期加算の算定の必要性を市町村が確認できるよう、当該利用者の状況、支援の内容等を記録しておくこと。 | ⑥　初期加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 4 の初期加算については、2 の(6)の⑦の規定を準用する。 |
| ⑧　訪問支援特別加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについては、連続した５日間、就労継続支援Ｂ型の利用がなくても居宅 | ⑦　訪問支援特別加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の(6)の⑧の規定を準用する。 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 訪問して相談援助を行う必要性が低い場合も考えられることを踏まえ、居宅訪問して相談援助を行うことの必要性を市町村が確認できるよう、相談援助に当たって当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。 | |
| ⑨　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて<br>報酬告示第14の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。 | ⑧　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて<br>報酬告示第14の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑲の規定を準用する。 |
| ⑩　食事提供体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第14の7の食事提供体制加算については、2の(6)の⑭の規定を準用する。 | ⑨　食事提供体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第14の7の食事提供体制加算については、2の(6)の⑬の規定を準用する。 |
| ⑪　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて<br>報酬告示第14の8の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。 | ⑩　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて<br>報酬告示第14の8の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。 |
| ⑫　ピアサポート実施加算の取扱いについて<br>報酬告示第14の8の2のピアサポート実施加算については、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅴ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)を算定している就労継続支援Ｂ型事業所において加算するものであり、算定の要件等については、３の(1)の③の規定を準用する。 | ⑪　ピアサポート実施加算の取扱いについて<br>㈠　報酬告示第14の8の2のピアサポート実施加算については、次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援Ｂ型事業所において、イの(ｱ)の者が、利用者に対して、就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。<br>ア　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定していること。<br>イ　当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| | 研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。<br>(ｱ)　障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下この⑪において「障害者等」という。)<br>(ｲ)　当該就労継続支援Ｂ型事業所の従業者<br>ウ　イの者により、当該就労継続支援Ｂ型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。<br>㈡　研修の要件<br>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙１地域生活支援事業実施要綱別記 1-17 に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。<br>なお、令和６年３月 31 日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。<br>ア　都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。<br>イ　㈠のイの(ｲ)の者の配置がない場合も算定できるものとする。<br>この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託、補助等によりピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等につい |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| | ては認められないこと。<br>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。<br>㈢　障害者等の確認方法<br>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。<br>ア　身体障害者<br>身体障害者手帳<br>イ　知的障害者<br>(ｱ) 療育手帳<br>(ｲ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。<br>ウ　精神障害者<br>以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。<br>(ｱ) 精神障害者保健福祉手帳<br>(ｲ) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）<br>(ｳ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類<br>(ｴ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| | (ｵ)　医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類ＩＣＤ-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること)　等<br>エ　難病等対象者<br>医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等<br>オ　その他都道府県が認める書類又は確認方法<br>㈣　配置する従業者の職種等<br>ア　障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加する者も含まれる。<br>イ　㈠のイの(ｲ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、当該就労継続支援Ｂ型事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。<br>ウ　いずれの者の場合も、当該就労継続支援Ｂ型事業所と雇用契約関係(雇用形態は問わない)にあること。<br>㈤　ピアサポーターとしての支援について<br>ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| | 動にともに従事し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。<br>㈥　届出等<br>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。<br>また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければならない。 |
| ⑬　欠席時対応加算の取扱いについて<br>報酬告示第14の9の欠席時対応加算については、2の⑹の⑩の規定を準用する。 | ⑫　欠席時対応加算の取扱いについて<br>報酬告示第14の9の欠席時対応加算については、2の⑹の⑨の規定を準用する。 |
| ⑭　医療連携体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第14の10の医療連携体制加算については、2の⑺の⑯の㈠及び㈡の規定を準用する。この場合において、2の⑺の⑯の㈠中「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅷ）」とあるのは、「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅵ）」と、2の⑺の⑯の㈡中「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅴ）」とあるのは、「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）」と、2の⑺の⑯の㈡のイ中「医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）」とあるのは、「医療連携体制加算（Ⅳ）」と読み替えるものとする。 | ⑬　医療連携体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第14の10の医療連携体制加算については、2の⑺の⑯の㈠及び㈡の規定を準用する。この場合において、2の⑺の⑯の㈠中「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅷ）」とあるのは、「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅵ）」と、2の⑺の⑯の㈡中「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅴ）」とあるのは、「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）」と、2の⑺の⑯の㈡のイ中「医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）」とあるのは、「医療連携体制加算（Ⅳ）」と読み替えるものとする。 |
| ⑮　地域協働加算について<br>報酬告示第14の11の地域協働加算については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅵ）を算定している事業所において、持続可能 | ⑭　地域協働加算について<br>報酬告示第14の11の地域協働加算については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）を算定している事業所において、持続可能な活力ある地域づくりに資する |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、農業等生産者、自治体その他の関係者と協働した取組生産活動収入の発生に係るものに限る。）を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。 | ことを目的として、地域住民、地元企業、自治体その他の関係者と協働した取組（生産活動収入の発生に係るものに限る。）を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。 |
| ㈠　加算の対象となる地域の範囲について<br>本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、指定就労継続支援Ｂ型事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。 | ㈠　加算の対象となる地域の範囲について<br>本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、指定就労継続支援Ｂ型事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。 |
| ㈡　取組の内容について<br>本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生産活動の一環としての取組であることに留意すること。以下に本加算の取組として適切なものと不適切なものを例示する。<br>（適切な取組の例）<br>・地域で開催されるイベントへの出店<br>・農福連携による施設外での生産活動<br>・請負契約による公園や公共施設の清掃業務<br>・飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営 | ㈡　取組の内容について<br>本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生産活動の一環としての取組であることに留意すること。以下に本加算の取組として適切なものと不適切なものを例示する。<br>（適切な取組の例）<br>・地域で開催されるイベントへの出店<br>・農福連携による施設外での生産活動<br>・請負契約による公園や公共施設の清掃業務<br>・飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営 |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| ・高齢者世帯への配食サービス<br>・上記活動に係る営業活動等<br>（不適切な取組の例）<br>・生産活動収入が発生しない地域活動等<br>・レクリエーションを目的とした活動<br>・生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動 | ・高齢者世帯への配食サービス<br>・上記活動に係る営業活動等<br>（不適切な取組の例）<br>・生産活動収入が発生しない地域活動等<br>・レクリエーションを目的とした活動<br>・生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動 |
| ㈢　公表について<br>取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと（本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない）。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。<br>公表方法については、原則、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト及び事業所のホームページ等インターネットを利用したものとすること。<br>なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。 | ㈢　公表について<br>取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと（本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない）。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。<br>公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法は、次のとおりである。このほか、第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。<br>・市町村等が発行する情報誌への掲載<br>・当該就労継続支援Ｂ型事業所等及び関係機関等での掲示<br>なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。 |
| ⑯　重度者支援体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 12 の重度者支援体制加算については、3 の⑷の | ⑮　重度者支援体制加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 12 の重度者支援体制加算については、3 の⑷の |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| ⑬の規定を準用する。 | ⑬の規定を準用する。 |
| ⑰　目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて | ⑯　目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて |
| 報酬告示第 14 の 13 の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）を算定する指定就労継続支援Ｂ型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 5 で除して得た数以上である場合に、加算する。 | 報酬告示第 14 の 13 の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）を算定する指定就労継続支援Ｂ型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 6 で除して得た数以上である場合に、加算する。 |
| 目標工賃達成指導員は、工賃目標の達成に向けて、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいい、例えば、生産活動収入の向上を目指し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づく積極的な物品や役務等の受注促進、地域と連携した農福連携等の取組を通じた新たな生産活動領域の開拓、ＩＣＴ機器等の導入による利用者の生産能力向上等を図るものをいう。 | |
| ⑱　目標工賃達成加算の取扱いについて | （新設） |
| 目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。 | |
| ア　報酬告示第 14 の 13 の 2 の目標工賃達成加算については、目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）を算定する指定就労継続支援Ｂ型において、各都道府県において作成される工賃 | |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合<br>イ　当該工賃目標が当該工賃目標の対象となる年度（以下「目標年度」という。）の前年度における指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額に、目標年度の前々年度の指定就労継続支援Ｂ型事業所等の全国平均工賃月額と目標年度の前々々年度の指定就労継続支援Ｂ型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が目標年度の前年度における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額）以上である場合<br>（例）令和５年度の平均工賃月額が 13,000 円である就労継続支援Ｂ型事業所の場合（令和４年度と令和３年度の全国平均工賃月額の差額は 524 円）<br>・　令和 6 年度における工賃向上計画における工賃目標を 15,000 円とし、実際の平均工賃月額が 15,500 円だった場合<br>→　加算<br>・　令和 6 年度における工賃向上計画における工賃目標を 13,100 円とし、実際の平均工賃月額が 15,500 円だった場合<br>→　工賃目標が、前々年度の全国平均工賃月額と前々々年度の全国平均工賃月額との差額（524 円）以上となっていないことから加算対象外 | |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| ・　令和 6 年度における工賃向上計画における工賃目標を 15,000 円とし、実際の平均工賃月額が 14,000 円だった場合<br>→　工賃目標未達成であることから加算対象外 | |
| ⑲　送迎加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 14 の送迎加算については、2 の(6)の⑯の㈠から㈤までの規定を準用する。 | ⑰　送迎加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 14 の送迎加算については、2 の(6)の⑮の㈠から㈤までの規定を準用する。 |
| ⑳　障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑰の規定を準用する。 | ⑱　障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑯の規定を準用する。 |
| ㉑　在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 16 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の(3)の⑰の規定を準用する。 | ⑲　在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 16 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の(3)の⑯の規定を準用する。 |
| ㉒　社会生活支援特別加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 16 の 2 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の⑬の規定を準用する。 | ⑳　社会生活支援特別加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 16 の 2 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の⑪の規定を準用する。 |
| ㉓　緊急時受入加算の取扱いについて<br>報酬告示第 14 の 16 の 3 の緊急時受入加算については、2 の(6)の㉒の規定を準用する。 | （新設） |
| ㉔　集中的支援加算の取扱いについて<br>報酬告示第 13 の 16 の 4 の集中的支援加算については、2 の(5)の⑦の規定を準用する。 | （新設） |
| ㉕　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて | ㉑　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて |

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 報酬告示第 14 の 17、18 及び 19 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の⑴の⑳の規定を準用する。 | 報酬告示第 14 の 17、18 及び 19 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の⑴の㉑の規定を準用する。 |
| ⑹　就労定着支援サービス費 | ⑹　就労定着支援サービス費 |
| ①　就労定着支援の対象者について | ①　就労定着支援の対象者について |
| 就労定着支援については、報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 1 に規定する生活介護等を受けて通常の事業所（就労継続支援Ａ型事業所は除く。）に新たに雇用され、就労を継続している期間が 6 月に達した障害者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等若しくは指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型（以下⑹において「就労移行支援等」という。）を受けた障害者については、当該生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達したもの）が対象となる。この場合、例えば、令和６年４月１日に就職した者は、令和６年９月 30 日に６月に達した者となることから、令和６年10 月１日から就労定着支援を利用できるようにすることが必要となり、また、令和６年４月１日に就職し、令和６年６月 30 日まで労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労移行支援等を受けた場合は、令和６年 12 月 31 日に６月に達した者となることから、令和７年１月１日から就労定着支援を利用できることとなる。 | 就労定着支援については、報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 1 に規定する生活介護等を受けて通常の事業所（就労継続支援Ａ型事業所は除く。）に新たに雇用され、就労を継続している期間が 6 月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成 30 年４月１日に就職した者は、平成 30 年９月 30 日に６月に達した者となることから、平成 30 年10 月１日から就労定着支援を利用できるようにすることが必要となる。<br>なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を受けた後に就労し、就労を継続している期間が 6 月以上 42 月未満の障害者が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は 42 月から就労を継続している期間を除いた期間とする。 |